

平成27年度行政評価 評価票

NO	件名	所管部課
4	清瀬市健康センター運営協議会	健康推進課

設置条例等	清瀬市健康センター条例			根拠法令等	なし			
委員会の設置目的	健康センターの運営に関する基本的な事項を協議する。 毎年3月に翌年度の健康センター事業計画を協議。7月には、前年度の事業報告の協議を行っている。						設置年度	平成元 年度
開催頻度	年2回		平成26年度 開催回数	2 回	平成26年度 事業費	67 千円		
委員数	10 人	委員の職業等	医師・歯科医師・薬剤師等		報酬	1回	5,000～ 8,000	円

第一次評価(個別評価)						
必要性	より上位の施策目的を達成するため、委員会の設置が必要であるか					2 点
	・委員会の設置が必要である			3 点		
	・委員会の設置が望ましい			2 点		
	・委員会の設置は必要でない			1 点		
有効性	委員会運営によって、期待されている本来の効果を得られているか					2 点
	・期待以上の効果を得られている			3 点		
	・期待通りの効果を得られている			2 点		
	・期待通りの効果を得られていない			1 点		
効率性	委員会運営に係る予算的・時間的コストを踏まえ、費用対効果は高いか					2 点
	・費用対効果は非常に高い			3 点		
	・費用対効果は高い			2 点		
	・費用対効果は低い			1 点		
代替性	他の委員会での代替は可能であるか					3 点
	・代替不可能である			3 点		
	・一部代替可能である			2 点		
	・代替可能である			1 点		

第一次評価(所管課評価)	
委員は、医師・歯科医師・薬剤師・保健所所長等、保健福祉分野の専門家で構成されている。健康センターは、地域保健法に定められた市町村保健センターであるが、同法に運営協議会設置に関する記載はなく、各自治体において協議会の位置づけは様々である。 当市の協議会は、各種事業についてその分野の専門家でもある委員の意見を聞く貴重な場となっている。一方、地域福祉推進協議会においては、福祉・保健・医療関係機関との協議の場が設けられ、協議内容に一部重複が生じているのも事実である。 しかしながら、本協議会は健康センターで実施される事業に特化して協議を行っており、新規事業・事業拡大する際には、意見を反映して実施されているものも少なくない。よって、本協議会の存在は一定の効果を得られていることから、これまで通り存続すべきであり、廃止・統合の余地はないものと考える。	

第二次評価	
見直し	当協議会は、高度な知識を有する委員によって当市の健康推進事業を検証する重要な場であるが、健康センターの運営に関する協議という当初の目的から乖離している。今後は、協議会の実態に合わせた名称変更などの見直しを図るとともに、市の事業報告に終始することのないように運営方法を改善する必要がある。また、他の委員会との統廃合が可能であるか検討が必要である。